

様

地方財源の充実確保に関する要請書

平成 29 年 11 月 9 日

長野県知事 阿部 守



長野県市長会会長 小口 利



長野県町村会会長 藤原 忠



日頃、長野県及び県内市町村の健全な行財政運営に対し御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、一億総活躍社会の実現に向けた取組等を進め、「成長と分配の好循環」を地域の隅々まで実感できるよう取り組むこととしていますが、政策の実現のためには、我々地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、それぞれの課題に応じた対策に取り組んでいく必要があります。

こうした中、平成 30 年度税制改正に向け、ゴルフ場利用税の存廃や森林整備の財源として森林環境税（仮称）の創設など、地方財政に影響の大きい内容の検討がなされております。また、平成 30 年度地方財政収支の仮試算では、平成 29 年度に比べ、地方交付税が減となる一方、臨時財政対策債が大幅増となるなど、厳しい内容となっています。

つきましては、税制改正及び地方財政対策の議論に当たって、本県の実情等も御賢察頂き、地方自治体が持続可能な財政運営を行う上で十分な財源が確保されますよう、次の事項に特段の御配意をお願いいたします。

## I 平成 30 年度税制改正に関する事項

1 ゴルフ場利用税は、その税収の 7 割が所在市町村に交付金として交付されており、特に中山間地域の小規模町村では貴重な財源となっていること、また、市町村はゴルフ関連の行政サービスを提供しており、ゴルファーにその費用負担を求める仕組みは合理的であることから、現行制度を堅持すること。

2 森林吸収源対策のための税（森林環境税（仮称））については、地方の意見を十分踏まえ、創設に向けた具体的な設計を進めること。その制度設計に当たっては、税収を全額地方の税財源とするとともに、国・都道府県・市町村の森林整備の役割分担などを十分整理すること。

また、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整すること。

3 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成 28 年度税制改正において創設された償却資産に係る固定資産税の特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの期間内であっても対象の拡充は断じて行わないこと。

4 地方税における電子納税については、地方団体が共同で収納を行う仕組みの構築に向け、必要な制度上・財政上の措置を講じること。

また、その仕組みが地方団体のガバナンスの下で、安全かつ確実に実施されるよう、運営主体についても必要な制度上の措置を講じること。

5 自動車取得税を廃止するに当たっては、環境性能割で確保できない減収分について地方財政計画において確実に措置するなど、地方団体に減収が生じることのないようにすること。

また、具体的な代替財源の確保がなされないまま、都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げは行わないこと。

6 個人所得課税改革に当たっては、配偶者控除、配偶者特別控除等の見直しによる個人住民税の減収額について、地方財政に影響を及ぼさないよう、確実に全額国費で負担すること。

## II 平成 30 年度地方財政対策に関する事項

1 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

特に、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を確保すること。

2 財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。

3 地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるよう、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていけるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。